

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業「石垣一那覇路線」適用継続について

「石垣一那覇路線」（JTA、RAC、ANA、ソラシドエア）においては、平成30年7月1日から沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の適用が保留となる旨通知がなされておりましたが、今般、事業の適用条件の見直しが行われました。

当該路線においては引き続き事業が実施されますので、住民の皆様におかれましてはこれまでどおりの運賃で当該路線をご利用いただけます。

また、先の適用保留通知に伴う運賃変更により、本路線において沖縄県が想定する運賃水準を超える額の航空券（基本的には離島住民向け割引運賃を想定）を購入した方に対し、還付が行われる予定です。

還付方法の詳細に関しましては、後日、沖縄県企画部交通政策課ホームページや市のホームページ等で掲示する予定ですので、還付を希望される方におかれましては、搭乗証明書および領収書類を大切に保管くださいますようお願いいたします。

《お問い合わせ先》石垣市市民保健部市民課 TEL 0980-82-1260

介護長寿課からのお知らせ 介護保険負担割合証について

【介護保険負担割合証について】

平成30年8月から、65歳以上で特に所得の高い方は、**利用者負担割合が3割になります。**

7月末までに、介護認定を受けている全ての方に、『介護保険負担割合証』が**郵送**されます。

本人の住所または、介護長寿課にて送付先変更届けを出されている方は、指定の住所への発送となります。

【お問い合わせ先】

石垣市介護長寿課 給付認定係 ☎0980-87-6022

【介護保険負担限度額認定証更新のお知らせ】

現在お持ちの負担限度額認定証は平成30年7月31日が有効期限となっています。

更新手続きは平成30年8月31日までをお願いします。

【更新の受付期間】

平成30年8月1日（水）～平成30年8月31日（金）
午前8時30分～午後5時15分（※正午～午後1時を除く）

【持ってくるもの】

- 1 本人の負担限度額認定証、介護保険証、負担割合証のいずれか
 - 2 申請に来る方の本人確認ができるもの（免許証など）
 - 3 本人、配偶者、申請者の印鑑（スタンプ式は不可）
 - 4 本人、配偶者のマイナンバーが確認できるもの
 - 5 本人、配偶者の預金通帳口座残高の写し
 - ①銀行名・支店名・口座番号・名義が記載されている面
 - ②直近2ヵ月以内の最終残高が記載されている面※複数の通帳をお持ちの場合は、全ての通帳の写しが必要。
- ★6 生活保護を受給されている方は生活保護受給証明書（生活保護を受給されている方は、預金通帳の写しは不要）
- ★7 住所地特例の方は本人・配偶者の平成30年度所得証明書（または本人・配偶者のマイナンバー確認ができるもの）
- ★は対象の方のみご持参ください。

※介護長寿課でのコピーはできませんので、提出書類は事前にご準備をお願いします。

【お問い合わせ】石垣市介護長寿課 給付認定係 ☎0980-87-6022

注意！ レプトスピラ症にご注意ください。

八重山では、例年6月から11月にかけて、河川での遊泳・レジャー、農作業の際に「レプトスピラ症」に感染する患者さんが報告されています。レプトスピラ症とは、病原性レプトスピラという細菌によって引き起こされる感染症で、治療せずに放置すると、重症化する恐れがあります。

症状は？ 寒気を伴う39度以上の発熱、頭痛、筋肉痛、目の充血等があり、重症化すると黄疸、腎不全等の症状を発症します。

感染経路は？ ネズミなど（保菌動物）の尿で汚染された水や土壌と接触することで感染します。

潜伏期間は？ 汚染された水や土壌に触れたあと3日～14日（平均10日）後に発症します。

予防方法

- ・河川や水田での水との接触後は手洗いを行う
- ・ネズミや野生動物との素手での接触は避ける
- ・皮膚に傷があるときは河川に入らない
- ・河川や土壌に入る時は肌を露出しない
- ・河川の水を消毒（煮沸）せずに飲まない

前述のような症状が出たら、すみやかに医療機関を受診し河川等への接触があったことをお伝えください！

【お問い合わせ】八重山保健所健康推進班 TEL 0980-82-4891